

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和2年青森県規則第59号。以下「規則」という。）第4条第1項第8号に掲げる固定式刺し網漁業につき、規則第11条第1項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和3年11月29日

青森県知事 三村 申吾

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 漁業種類 | 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 | 船舶の総トン数 | 推進機関の馬力数 | 操業区域 | 漁業時期 | 漁業を営む者の資格 | 許可又は起業の認可を申請すべき期間 | 備考 |
|---------------|--------------------|---------|----------|---|-------------------|--|------------------------------|---|
| ばばがれい固定式刺し網漁業 | 5隻 | 10トン未満 | 定めなし | 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域。 点ア 物見崎灯台中心点から真方位50度4,950メートルの点 点イ 物見崎灯台中心点から真方位58度5,700メートルの点 点ウ 東通村大字小田野沢と猿ヶ森との境に設置した標柱から真方位116度5,300メートルの点 点エ 東通村大字小田野沢と猿ヶ森との境に設置した標柱から真方位122度4,200メートルの点 | 2月1日から 4月30日まで | 次のいずれにも該当する者とする。 1 下北郡東通村大字白糠に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者 | 令和3年11月29日から 令和3年12月24日まで | 1 許可の有効期間は、令和4年2月1日から令和4年4月30日までとする。 2 規則第14条第1項第4号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 施網できる漁具は2カ統以内とし、1カ統の長さは600メートル以内とする (2) 網の目合は4寸以上とし、重ね網を使用してはならない (3) 漁具の敷設中は、両端に水面上1.5メートル以上の高さの標識を付け、船名及び許可番号を記載しなければならない |
| | 2隻 | | | | | 次のいずれにも該当する者とする。 1 下北郡東通村大字小田野沢に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者 | | |
| | 13隻 | 15トン未満 | | 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。 点ア 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した標柱から真方位74度3,850メートルの点 点イ 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した標柱から真方位75度30分4,750メートルの点 点ウ 青森県上北郡六ヶ所村、中山崎に設置した標柱から真方位94度30分4,500メートルの点 点エ 青森県上北郡と下北郡との境の物見崎に設置した標柱から真方位91度4,550メートルの点 点オ 青森県上北郡と下北郡との境の物見崎に設置した標柱から真方位101度30分3,750メートルの点 点カ 青森県上北郡六ヶ所村、中山崎に設置した標柱か | 2月1日から 3月31日まで | 次のいずれにも該当する者とする。 1 上北郡六ヶ所村大字泊に住所を有する者 2 青森県知事の登録を受けた漁船の使用者 | | 1 許可の有効期間は、令和4年2月1日から令和4年3月31日までとする。 2 規則第14条第1項第4号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 使用できる刺し網は1ヶ統あたり全長600メートル以内のものとし、敷設できる漁具の数は1隻2ヶ統までとする (2) 漁具の目合は、121ミリメートル（4寸）以上とし、重ね網を使用してはならないこととする (3) 漁具の敷設中は、その両端に船名及び許可番号を明示した標識を付け、水面1.5メートル以上の高さに掲げることとする |

| | | | | | | | | |
|-----------------|------|---------|------|---|--------------------------|---------------------------|--|--|
| | | | | ら真方位 94 度 30 分 3,700 メートルの点 | | | | |
| たら固定式刺し網 漁業 | 3 隻 | 10 トン未満 | 定めなし | 次の各点を順次に結んだ 4 直線によって囲まれた海域 ア 鮫角灯台中心点から真方位 60 度 7.0 海里の点 イ 鮫角灯台中心点から真方位 90 度 9.2 海里の点 ウ 鮫角灯台中心点から真方位 82 度 12. 2 海里の点 エ 鮫角灯台中心点から真方位 60 度 10. 5 海里の点 | 1 月 15 日から 2 月 25 日まで | 階上漁業協同組合の組合 員 | 令和 3 年 11 月 29 日から 令和 3 年 12 月 23 日まで | 1 許可の有効期間は、令和 4 年 1 月 15 日から令和 4 年 2 月 25 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 使用する網の目合いは、165 ミリメートル（5 寸 5 分）以上とすること (2) 使用する網の数は、5 ヶ統以内（1 ヶ統 540 メートル 以内）とすること (3) 敷設中の網の両端に、許可番号、船名及び漁業者名 を明記した赤色旗（各辺 35 センチメートル以上）を、 水面から 1.5 メートル以上の高さに掲げるとともに、夜 間にあつては、電灯その他照明装置を設置し発光させる こと (4) 操舵室上部に、黄色ペイントで両面を塗装した標識 板（縦 35 センチメートル以上及び横 70 センチメー トル以上）を掲示すること (5) 船体両舷に、大きき 8 センチメートル以上、太さ 2 センチメートル以上及び間隔 2 センチメートル以上の 黒色文字で許可番号を表示すること |
| | 1 隻 | | | | | 八戸みなと漁業協同組合 の組合員 | | |
| かれい固定式刺し 網漁業 | 29 隻 | 5 トン未満 | 定めなし | 次の各点を順次に結んだ 8 直線によって囲まれた海域 ア 基点第 1 号（青森県と岩手県との境の廿一川尻に設 置した標柱）から磁針方位 78 度 30 分 6,000 メートル の点 イ 基点第 3 号（青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平と字 日蔭沢との境に設置した標柱）から真方位 54 度 30 分 4,500 メートルの点 ウ 基点第 6 号（青森県上北郡おいらせ町字東下川原に ある百石漁港 3 級基準点（3 NO. 2）から真方位 184 度 4 分 107 メートルの点に設置した標柱）から真方位 67 度 30 分 215 メートルの点から真方位 67 度 30 分 5,200 メートルの点 エ 基点第 7 号（青森県上北郡おいらせ町と三沢市との 境に設置した標柱）から真方位 67 度 30 分 5,600 メー トルの点 オ 基点第 8 号（青森県三沢市大字天ヶ森字天ヶ森 13 番地に設置した標柱から真方位 354 度 30 分 364 メー トルの点から真方位 82 度 30 分の直線上の高瀬川右岸 | 1 月 15 日から 4 月 30 日まで | 東共第 51 号共同漁業権の 組合員行使権者 | 令和 3 年 11 月 29 日から 令和 3 年 12 月 23 日まで | 1 許可の有効期間は、令和 4 年 1 月 15 日から令和 4 年 4 月 30 日までとする。 2 規則第 14 条第 1 項第 4 号の対象とする。 3 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 使用する網の目合いは、105 ミリメートル（3 寸 5 分）以上とすること (2) 使用する網の数は、4 ヶ統以内（1 ヶ統 525 メートル 以内）とすること (3) 敷設中の網の両端に、許可番号、船名及び漁業者名 を明記した黄色旗（各辺 35 センチメートル以上）を、 水面から 1.5 メートル以上の高さに掲げること |

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|---|--|--|--|--|
| | | | | 州先に設置した標柱) から真方位 82 度 30 分 3,700 メートルの点 カ 上北郡と三沢市との境界にある高瀬川口中央正東 6,000 メートルの点 キ 八戸市鮫角灯台中心点から真方位 357 度 30 分 9,000 メートルの点 ク 青森県と岩手県との境の廿一川尻に設置した塚石と新太鼓石を見通した線上の同境界石から 9,300 メートルの点 | | | | |
|--|--|--|--|---|--|--|--|--|